

旅館業設備構造基準（徳島保健所）

R8. 4. 1

旅館・ホテル営業		簡易宿所営業		下宿営業	根拠法令等
定義	①宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業			④ 1か月以上の期間を単位とする宿泊施設	法第2条
	②宿泊する場所を多数人(2人以上)で共用する構造及び設備を主とする ③個室を設ける場合は、客室延べ床面積の1/2未満				条例第10条
客室※	1客室の床面積：7㎡以上 (寝台を置く客室は9㎡以上)		①客室の延べ床面積33㎡以上（10人未満の場合：3.3㎡×人数） ②階層式寝台の場合は、上段と下段の間隔はおおむね1m以上であること		施行令第1条 条例第9条～11条
	換気	換気のための窓、その他の開口部又はこれに代わる設備があること			
	採光	採光のための窓、その他の開口部を有すること			
照明	施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものであること				条例第9条～11条
床下	湿度が高くなるおそれがある場合は、防湿措置を講じること				条例第8条
防湿及び排水	適当な設備を設けること				施行令第1条
玄関 帳場 等	対面	面接に適する玄関帳場 (施行令第1条第1項、規則第4条の3)	面接に適する玄関帳場その他これに類する設備（条例第10条）		管理室が設けられていること（条例第11条）
	非対面 カメラ	1. ビデオカメラ等での従業員による本人確認 又は 2. 自動チェックイン機器等を通じた本人情報の確認・照合と判別可能な角度での顔の録画 かつ 宿泊者専用区域に出入りできない構造と出入りの状況を録画（R7. 4. 1～） 【厚生労働省のパンフレット参考】 具体的に ①本人確認 ②事故や緊急時に迅速に対応できる設備 10分程度の駆けつけ体制 ①から⑤が出来る設備 → ③宿泊者名簿の記載 ④鍵の受渡し ⑤宿泊者以外の出入りの状況の確認			
浴室	①近接して公衆浴場等がある場合を除き、需要をみたすことができる規模の入浴設備を有すること（シャワー室のみ可） ②浴室（これに付設する脱衣室を含む。）の内部が浴室の外から容易に見えないこと				施行令第1条 条例第9条～11条
	共同浴室	①共同用の浴室を設ける場合は脱衣室を付設すること ②男子用及び女子用の区別がない脱衣室には、出入口の扉にカギが必要 ③男子用及び女子用（脱衣室を含む。）が隣接している場合は、相互に見通すことができない構造であること			
洗面・給水	①宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること ②宿泊者の利用しやすい位置に設け、十分な広さを有すること ③飲用適の湯及び水を十分に供給することができる給水設備を有すること（目安5人/個） ※共同用洗面の場合、脱衣室内は認めない				旅館業法に関するFAQ (R2. 10. 12)
便所	①臭気の除去及び換気のための窓又はこれに代わる設備を有すること ②清浄な水を十分供給することができる流水式手洗設備を有すること ③適当な数の便所を有すること（目安5人/個）				
※客室及びその床面積	①宿泊者が利用し得る場所（客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込みを含む。）であって、床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く ②床面積は、客室の壁、柱等の内側で測定（内法）し計算する。				衛生等管理要領
関連法令等	都市計画法・建築基準法（検査済証）・消防法（消防法令適合通知書）・水質汚濁防止法・食品衛生法（飲食の提供がある場合）・水質検査（地下水等を使用する場合）・風俗営業法・市町村条例等				
その他	①宿泊者名簿（3年間保存） 設置場所：旅館業の施設又は営業者の事務所 記載事項：氏名、住所、連絡先、国内に住所を有しない外国人の場合は国籍・旅券番号（コピーを保管） ②営業許可証の掲示				法第6条 規第4条の2 条例第15条

※平面図に記入が必要な設備